

平成30年度事業計画

(一社) 日本ソース工業会

平成27年4月に「食品表示基準」が施行され3年が経過し、経過措置期間は残り2年(2020年3月末まで)となった。また、昨年9月には、あらたな加工食品の原料原産地表示制度が施行され、今後4年以内(2022年3月末まで)に新制度による表示が必要とされる。また、HACCPの制度化など、食品衛生規制等の見直しに向けた検討も着実に進行している。

本年度は、「食育」をテーマとした消費対策事業を中心とし、業界を取り巻く各種問題に迅速且つ的確に対応するべく次の事業を実施する。

1. 消費対策事業

- (1) 「食育」をメインテーマとし、6月23日～24日に開催される「第13回食育推進全国大会(大分市)」に出展し、ウスターソース類に関わる正しい情報等を、若年層を中心とする消費者に対し発信する。

2. 情報提供等事業

- (1) 業界の円滑な運営及び啓発普及を推進するため、会員企業に向け、ウェブサイトやメールを利用して、関係情報の提供を迅速に行う。併せてテレビ・新聞等の媒体に対し積極的に情報提供を行い、ウスターソース類の一層の普及啓蒙を推進する。
- (2) 消費者団体等と連携し、ウスターソース類の啓蒙活動を計るため、勉強会等を積極的に開催していく。

3. 技術対策事業

- (1) HACCPによる衛生管理の制度化に伴い、技術委員会を中心に、衛生管理計画策定のための業界向け手引書を作成する。
- (2) 加工食品の原料原産地表示制度を含む新たな食品表示基準への完全移行に向け、会員企業に対し積極的に情報提供を行う。
- (3) HACCP支援法における指定認定機関として、一連の支援措置推進や制度啓発を行い、HACCP手法の導入による安全性・品質管理等の向上を図る。

- (4) 食品衛生規制問題等について関係機関と連携し対応する。
- (5) J A S法の改正について、関係機関と連携し対応する。

4. 原材料対策事業

- (1) 原材料に関する国内外の情報提供等を行う。
- (2) 容器、副資材に係る情報提供について対応を図る。

5. 企業振興対策事業

- (1) ブロック会議等を開催し、会員間の連携を密にし、今後の諸問題に対応していく。
- (2) 会員企業の経営及び技術の改善向上を目的とし、講演や視察等を含む研修会を行う。
- (3) 廃棄物の減量化及び公害防止に係る環境税制等の問題について、関係機関と連携を図りながら業界の実情に即して対応する。
- (4) 金融、税制問題について関係機関と連携して対応する。
- (5) 食品産業P L共済を通じてP L法に対応する。

6. その他

- (1) 工業会の事業内容や運営方法等について、検討を行う。
- (2) 関係業界と連携し、様々な情報交換を行う。
- (3) その他必要に応じ各種事業を行う。

以上